

総務委員会資料

1 令和6年第2回定例会提出予定議案の説明

【議案第93号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

令和6年5月28日

財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

資 料

【議案第 9 3 号関係】

1 固定資産税等の課税標準の特例措置（わがまち特例）の改正

(1) 令和 6 年度税制改正（地方税法）

地方税法の改正に伴い、固定資産税等の課税標準の特例措置に係る特例割合について、新たにわがまち特例（※ 1）として規定されたもの及び既存のわがまち特例が廃止されたもの。

※ 1 わがまち特例とは、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を法律で定める範囲内で地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みをいう。

ア 新たに規定されたもの

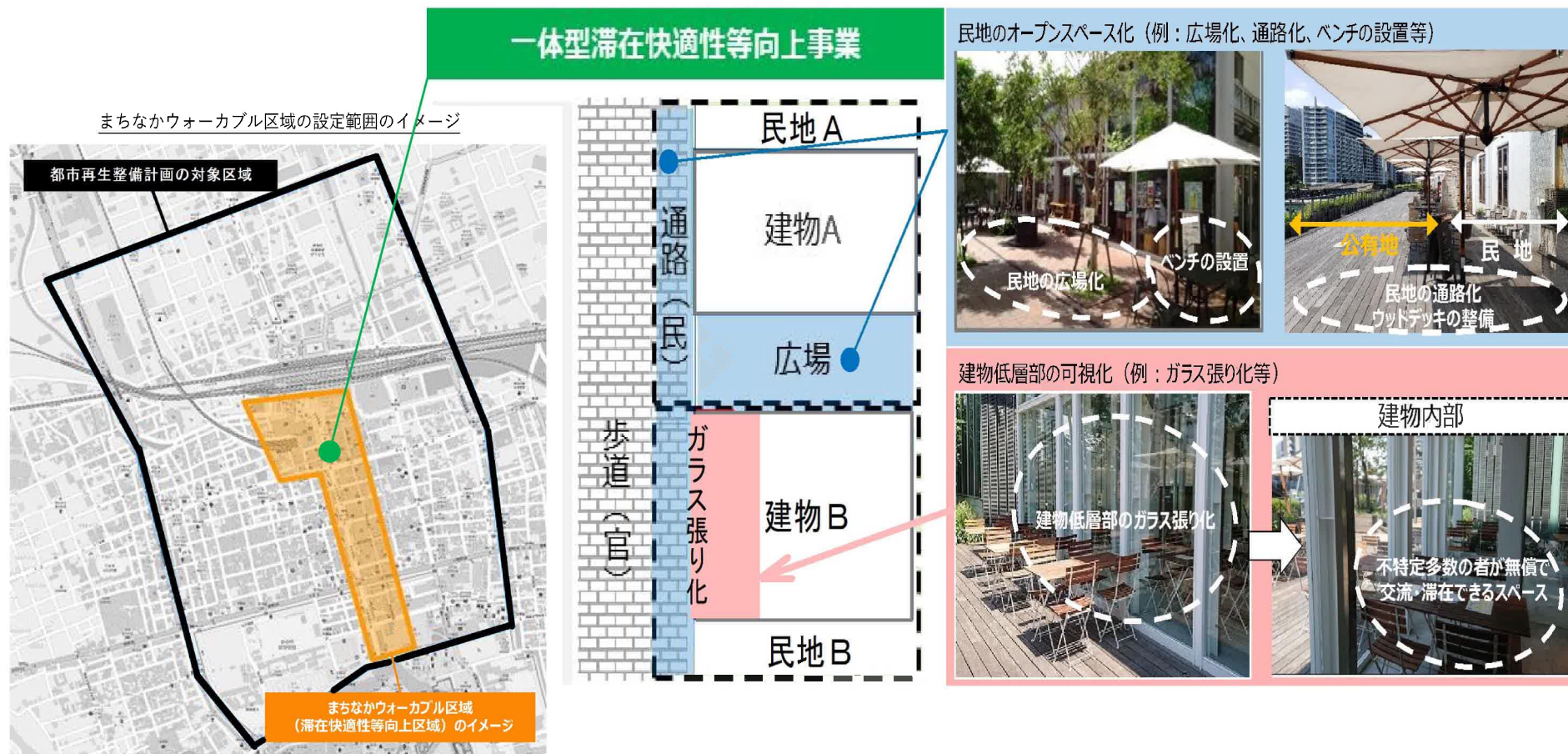
① 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業（※ 2）の実施主体が、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に当該事業により整備した土地、家屋及び償却資産（適用期間：5 年度分）

※ 2 一体型滞在快適性等向上事業とは、官民一体で、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村が行う公共施設の整備等と一体となって行われる、土地所有者等による交流・滞在空間を創出する事業

対象資産	地方税法に規定する特例割合（※ 3）	
		参酌すべき割合
一体型滞在快適性等向上施設【土地・家屋・償却資産】	3 分の 1 以上 3 分の 2 以下	2 分の 1

※ 3 表中の対象資産に係る固定資産税等については、地方税法上、2 分の 1 の特例割合が法定されていたが、令和 6 年度税制改正により、滞在快適性等向上区域の設定権限が市町村にあることや、当該事業が公共施設の整備等と一体的に行われるものであることなどから、わがまち特例になったもの

【対象資産イメージ】



(出所)「官民連携まちづくりの進め方～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手続き～」(国土交通省)を加工して作成

- 対象資産イメージでは、通路(民)・広場部分の土地、ガラス張り化部分の家屋及び通路(民)・広場部分の土地の上に設置されたベンチ等の償却資産がわがまち特例の対象資産となる。

- ② 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたバイオマス発電設備（出力規模が10,000kW以上20,000kW未満の発電設備）のうち、木竹に由来するバイオマス又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備に該当する償却資産（適用期間：3年度分）

【改正前】

対象資産	地方税法に規定する 特例割合	
		参酌すべき割合
バイオマス 発電設備 （出力規模が 10,000kW以上 20,000kW未満 の発電設備）	2分の1以上 6分の5以下	3分の2



【改正後】

対象資産	地方税法に規定する 特例割合	
		参酌すべき割合
バイオマス発電設備 （出力規模が10,000kW以上 20,000kW未満の発電設備）	2分の1以上 6分の5以下	3分の2
木竹に由来するバイオマス又は 農産物の収穫に伴って生ずる バイオマスを電気に変換する 設備に該当する償却資産	14分の11以上 14分の13以下	7分の6

【対象資産イメージ】



地域の木質資源を活用したバイオマス発電設備
（出所）資源エネルギー庁ウェブサイト

【対象となるバイオマス燃料のイメージ】



木竹に由来したバイオマス燃料（木質ペレット）
（出所）林野庁ウェブサイト



農産物の収穫に伴って生ずるバイオマス燃料
（パームヤシ殻）
（出所）経済産業省ウェブサイト

イ 廃止されたもの

事業所内保育事業と同じ業務を目的とする認可外保育施設のうち平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に政府の補助を受けて保育サービスを提供する施設の用に供する土地、家屋及び償却資産（適用期間：5年度分）

(2) 改正内容（市税条例）

地方税法の改正に伴い、市税条例においては次のとおりの改正を行う。

ア 新たに規定するもの

市税条例	対象資産	条例で規定する割合	左記の割合とする理由
附則第8項 第18号	一体型滞在快適性等向上施設 【土地・家屋・償却資産】	<u>3分の1</u>	市内の滞在快適性等向上区域における、駅周辺のさらなる回遊性の向上や魅力の創出等を進めているところであり、この取組を更に推進するためには、 <u>民地等の活用を促進する必要があることから</u> 、法律で定める特例割合の範囲のうち <u>最も税額を軽減する下限の割合とするもの</u>
附則第8項 第12号	バイオマス発電設備 (木竹に由来するバイオマス等) 【償却資産】	<u>14分の11</u>	温室効果ガスの排出量削減に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大の取組を進めているところであり、この取組を更に推進するためには、 <u>多様な再生可能エネルギー発電設備の普及を促進する必要があることから</u> 、法律で定める特例割合の範囲のうち <u>最も税額を軽減する下限の割合とするもの</u>

イ 廃止するもの

市税条例	対象資産	廃止する理由
附則第8項 第15号	特定事業所内保育施設 【土地・家屋・償却資産】	<u>地方税法の改正により廃止されたため</u>

(3) 施行期日 公布の日

2 その他所要の整備

(1) 改正内容（市税条例）

所得税法の改正（所得税において公益信託（※4）が寄附金控除の対象とされたもの）に伴い、地方税法の引用条文の規定の改正が行われたため、市税条例において所要の整備を行う。

※4 公益信託とは、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉などの公益活動の助成を目的として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託すること

(2) 施行期日 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第11号に定める日

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (寄附金税額控除の対象とする寄附金) 第23条の5 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人(設立前のものを含む。)又は団体(次条において「法人等」という。)に対する<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次項に規定する寄附金を除く。)</u>であって、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定するものとする。 <u>削除</u> <u>削除</u> 2 略 (法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3に規定する固定資産税等の課税標準の特例等) 8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1 (2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4	○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (寄附金税額控除の対象とする寄附金) 第23条の5 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人(設立前のものを含む。)又は団体(次条において「法人等」という。)に対する<u>次に掲げる寄附金</u> <u>_____</u>であって、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定するものとする。 <u>(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次項に規定する寄附金を除く。)</u> <u>(2) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金</u> 2 略 (法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3に規定する固定資産税等の課税標準の特例等) 8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1 (2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4

改正後	改正前
(3) 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合 5分の3	(3) 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合 5分の3
(4) 法附則第15条第14項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1	(4) 法附則第15条第14項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1
(5) 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合 2分の1	(5) 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合 2分の1
(6) 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2	(6) 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2
(7) 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1	(7) 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1
(8) 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1	(8) 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1
(9) 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2	(9) 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2
(10) 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1	(10) 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1
(11) 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1	(11) 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1
<u>(12) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合 14分の11</u>	<u>追加</u>
(13) 法附則第15条第25項第3号に規定する条例で定める割合 12分の7	(12) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合 12分の7
(14) 法附則第15条第25項第4号に規定する条例で定める割合 3分の1	(13) 法附則第15条第25項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1
(15) 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合 3分の2 <u>削除</u>	(14) 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合 3分の2
(16) 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合 3分の2	<u>(15) 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合 3分の1</u>
(17) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の2	(16) 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合 3分の2
<u>(18) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の1</u>	(17) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の2 <u>追加</u>

改正後	改正前
(<u>19</u>) 法附則第15条第 <u>4 1</u> 項に規定する条例で定める割合 6分の1	(<u>18</u>) 法附則第15条第 <u>4 2</u> 項に規定する条例で定める割合 6分の1
(<u>20</u>) 法附則第15条第 <u>4 2</u> 項に規定する条例で定める割合 4分の3	(<u>19</u>) 法附則第15条第 <u>4 3</u> 項に規定する条例で定める割合 4分の3
(<u>21</u>) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2	(<u>20</u>) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2
(<u>22</u>) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 2分の1	(<u>21</u>) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 2分の1